

8月は
お知らせ
介護保険の負担割合証と負担限度額認定証の更新月です

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

介護保険負担割合証を7月上旬に送付します

要介護・要支援認定を受けた人などに交付される「介護保険負担割合証」の有効期限は、7月31日（水）です。

サービス事業者は、負担割合証で利用者負担の割合（1／3割）を確認します。サービスを利用するときは、介護保険の保険証と一緒に負担割合証を提示してください。

介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）への入所やショートステイを利用するときは、所得に応じて食費や部屋代の自己負担の上限（限度額）が定められています。利用するためには、申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。また、8月から、居住費の自己負担額が変更されます。

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日（水）です。7月上旬に申請書を送付します。7月上旬に申請書を送付し、更新手続きをしてください。

新規で認定を受けたい場合は、介護保険課へお問い合わせください。



▲介護保険負担割合証

所得の区分に応じた自己負担の限度額（1日当りの上限額）

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金などの資産※2の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1段階	生活保護の受給者など	要件なし	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下					
2段階	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 (480円)	430円	1,370円	1,370円	390円 【600円】
3段階(1)	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円 (880円)				650円 【1,000円】
3段階(2)							1,360円 【1,300円】

() 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
【 】 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
※1 住民票で世帯が異なる（世帯分離している）配偶者の所得も、判断材料となります。
※2 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものは、預貯金などに含まれます。

健康
75歳・80歳の方は
後期高齢者医療制度で歯科健診が無料で受けられます

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

「オーラルフレイル」とは

歯や口に関する「ささいな衰え」を放置することで、口の機能低下、食べる機能の障害、さらには心身の低下につながる状態のことです。フレイル※の前段階であるため、まずは自身の口に関心を持ち予防することが大切です。

歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物をかむ力や飲み込む機能など口腔機能の状態も調べます。口の状態を知ることは、自身の健康状態を知ることになります。歯科健診を受けて健康長寿をめざしましょう！

対象者には、広域連合から受診券を送付しますので、必ず受診しましょう。

対象者

- 75歳（昭和23年4月2日）
- 昭和24年4月1日生まれ）
- 80歳（昭和18年4月2日）
- 昭和19年4月1日生まれ）

受診期限

令和7年2月28日（金）まで



※フレイル…年齢と共に筋力や心身の活力が低下している状態で、「健康」と「要介護」の間の段階

8月は
お知らせ
国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者証の更新月です

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

国民健康保険 被保険者の皆さん

新しい保険証を7月下旬に送付します

現在使用している「国民健康保険被保険者証（以下、保険証）」の有効期限は、7月31日（水）です。

8月1日（木）から使用する新たな保険証は、7月下旬に特定記録郵便で、健康課から送付します。7月末までに届かない場合は健康課へお問い合わせください。

※職場の健康保険に既に加入しているのに、新しい国民健康保険の保険証が届いた場合は、重複加入の可能性がります。加入中の健康保険の保険証を持って、健康課または各支所で国保の資格喪失手続きをしてください。

新しい国民健康保険被保険者証は水色です



▲新しい国民健康保険被保険者証は水色です

後期高齢者医療保険 被保険者の皆さん

新しい保険証を7月中旬に送付します

現在使用している「後期高齢者医療被保険者証（以下、保険証）」の有効期限は、7月31日（水）です。

8月1日（木）から使用する新たな保険証は、7月中旬に特定記録郵便で、広域連合から送付します。7月末までに届かない場合は、健康課へお問い合わせください。

※住民票に記載された住所以外へ送付を希望する人は、事前に近くの郵便局で転送の手続きをしてください。

保険証を受け取ったら

記載内容に間違いがないかを確認してください。記載内容に相違がある場合は、健康課へお申し出ください。

有効期限の切れた保険証の返還

8月1日（木）以降、有効期限の切れた保険証は、健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。

新しい後期高齢者医療被保険者証は、両端に紫色のライン入り



▲新しい後期高齢者医療被保険者証は、両端に紫色のライン入り

マイナンバーカードと保険証が一体化され、「マイナ保険証」になります

有効期限が切れるまでは保険証が使えます

12月2日（月）で、現在の保険証制度は廃止され、廃止日以降は保険証の新規発行ができなくなります。

今回送付する保険証は、経過措置により令和7年7月31日（木）まで医療機関などの窓口で使用することができます。有効期限まで大切に持ちください。

※年齢などにより、有効期限が異なりますので、保険証の右上に記載されている有効期限をご確認ください。

※廃止日以降に、転居や世帯主変更など住民票の情報に変更が生じた場合は、有効期限より前に保険証が失効します。

※廃止日以降に、保険証を紛失した場合は、再発行ができません。

マイナ保険証をご利用ください

保険証の廃止後は、マイナ保険証の提示が原則となります。

廃止日以降に、保険証の失効・紛失があった場合は、マイナ保険証をお使いください。

マイナ保険証の登録は、マイナポータルや一部の医療機関でできます。

マイナ保険証を保有していない場合

マイナ保険証がなくても保険診療が受けられるよう、新たに「資格確認書」を交付します。廃止日以降、保険証を失効・紛失した人で、マイナ保険証を持っていない人は、健康課で手続きをしてください。

